

京都市市民緑地条例施行規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第79号

京都市市民緑地条例施行規則

(行為許可等の申請)

第1条 京都市市民緑地条例（以下「条例」という。）第3条第1項の規定による行為の許可又は同条第3項の規定による変更の許可を受けようとする者は、それぞれ市民緑地内行為許可申請書（第1号様式）又は変更許可申請書（第2号様式）を条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

(利用の禁止及び制限の手続)

第2条 指定管理者は、条例第5条の規定により市民緑地の利用を禁止し、又は制限する場合には、その区域、期間、理由その他市長が必要と認める事項を当該市民緑地の見やすい場所に掲示する。

(許可等の通知)

第3条 指定管理者は、第1条の規定による申請があつたときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付する。

(利用料金)

第4条 条例別表に掲げるその他の市民緑地の占用又は利用に係る料金の上限額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第5条 条例第8条の規定により市民緑地の利用に係る料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この規則は、京都市市民緑地条例の施行の日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	利 用 単 位	単 位 期 間	利 用 料 金
電 源	1 箇 所	4 時 間	100 ^円

第1号様式（第1条関係）

市 民 緑 地 内 行 為 許 可 申 請 書

（宛先） 指定管理者	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市市民緑地条例第3条第1項の規定により市民緑地内における行為の許可を申請します。	
行 為 の 場 所	
行 為 の 内 容	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
電源の使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合（ ）箇所（ ）時間
市民緑地の復旧方法	
そ の 他	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第2号様式（第1条関係）

変 更 許 可 申 請 書

（宛先） 指 定 管 理 者	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市市民緑地条例第3条第3項の規定により変更の許可を申請します。	
市民緑地の名称	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
そ の 他	

（建設局みどり政策推進室）